平成２８年（フ）第７３０７号
東京都板橋区加賀１丁目５－９　日興タクシー別館309
債務者　葛西　克文
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３１１号
東京都八王子市片倉町1163－８　市川アパート２－１
債務者　高橋　一彦
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３１４号
東京都江東区北砂６丁目５－２
債務者　小川　浩二
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３１５号
東京都新宿区西新宿７丁目22―31―515
債務者　井上　博登
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６１号
静岡県焼津市田尻北1202番地の１　ディアコート慶Ｂ―103号
債務者　杉本　和美（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９７号
静岡県島田市松葉町9601番地の13
債務者　加藤　智美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月12日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６７号
静岡市清水区日立町９番30号　ファミール日立Ａ201
債務者　大村　洋一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月12日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６８号
静岡市清水区日立町９番30号　ファミール日立Ａ201
債務者　大村　直美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月12日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６５号
栃木県宇都宮市緑１丁目９番22号
債務者　豊岡　正人
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２７号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台４丁目14番地５　ソレアードＡ103
債務者　大島　徹朗
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３５号
栃木県佐野市山菅町3375番地
債務者　水野　信一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４３７号
栃木県宇都宮市西３丁目５番33号
債務者　宇津野惇子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４６号
栃木県栃木市西方町金崎502番地　ウエストフレーズ202号、前住所千葉県柏市根戸483番地182　パレススクリプト北柏406号
債務者　早坂　淳一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４７号
栃木県矢板市山苗代338番地１
債務者　齋藤　実
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４６６号
静岡県焼津市三ケ名977番地　石原アパート八号室、旧住所静岡市清水区御門台１番39号ハイツ上原１－Ａ
債務者　高柳由美子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部